

**制度改正
情報**

**中小企業診断士 2025年度版
最速合格のためのスピードテキスト 3 運営管理**

11403

本書において下記のとおり、制度改正による変更箇所がございます。
恐れ入りますが、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

教材／ページ・行	改正前	改正後
P.200 1 ショッピングセンター (SC) 「SC 取扱い基準」②～⑤	<p>② 小売業の店舗面積は、<u>1,500 m²以上</u>であること</p> <p>③ <u>キーテナントを除く</u>テナントが 10 店舗以上含まれていること</p> <p>④ <u>キーテナントがある場合、その面積が SC 面積の 80%程度を超えないこと</u>（ただし、その他テナントのうち小売業の店舗面積が 1,500 m²以上である場合には、この限りではない）</p> <p>⑤ <u>テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること</u></p>	<p>② 小売業の店舗面積は、1,000 m²以上であること。</p> <p>③ テナントが 10 店舗以上含まれていること。</p> <p>④ 最大店舗の面積が SC 面積の 80%程度を超えないこと。（ただし、最大店舗の面積を除いた小売業の店舗面積が 1,000 m²以上である場合には、この限りではない）</p> <p>⑤ 広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること。</p>

以上